

令和八年七月六日付け広島県報（号外）第十七号に登載の広島県条例第十九号（広島県税条例の一部を改正する条例）の一部を次のように訂正する。

総務局総務課長

ページ	行	正	誤
七	二四―二五	同条第五項第六号ホ(1)(i)	同条第五項第六号ホ(1)・